

PFI 事業にかかる総合評価一般競争入札を実施するので、鈴鹿市契約規則（昭和 41 年規則第 18 号）第 6 条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 6 日

鈴鹿市長 川岸 光男

1. 一般競争に付する事項

(1) 事業名 鈴鹿市不燃物リサイクルセンター 2 期事業

(2) 事業実施場所 鈴鹿市国分町地内

(3) 事業期間

1) 不燃・粗大ごみ処理施設

・設計・建設期間 : 平成 20 年 4 月から平成 23 年 3 月まで 3 年間

・維持管理・運営期間 : 平成 23 年 4 月から平成 41 年 3 月まで 18 年間

2) 容器包装プラスチック処理施設

・設計・建設期間 : 平成 20 年 4 月から平成 22 年 3 月まで 2 年間

・維持管理・運営期間 : 平成 22 年 4 月から平成 41 年 3 月まで 19 年間

3) 最終処分場

・設計・建設期間 : 平成 23 年 4 月から平成 26 年 3 月まで 3 年間

・維持管理・運営期間

既設分 : 平成 23 年 4 月から平成 26 年 3 月までの 3 年間

新設分 : 平成 26 年 4 月から平成 41 年 3 月までの 15 年間

・埋立終了後管理期間

既設分 : 平成 26 年 4 月から平成 43 年 3 月までの 17 年間

新設分 : 平成 41 年 4 月から平成 43 年 3 月までの 2 年間

(4) 予定価格 ¥12,784,237,000 円 (税抜き)

なお、最低制限価格・低入札価格調査基準は設けない。

2. 資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

1) 入札参加者は、施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）並びに施設及び既存施設の一部を維持管理・運営を実施する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、入札参加者グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

2) 入札参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

3) 一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、市が事業予定者との特定事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

- 4) 落札者は、仮契約締結までに特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立するものとし、代表企業及び構成員はSPCに対して出資を行うものとする。この際、議決権割合は代表企業が最大となることとする。
- 5) SPCには、廃棄物処理施設技術管理者（破砕・リサイクル施設、一般廃棄物最終処分場）になり得る資格を有するものを配置するものとする。
- 6) 入札参加者の構成員は、SPCから請け負った業務について、事前に市に通知した場合には、その他の第三者に委託、又は下請人を使用することができるものとする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、次の参加資格要件を満たす構成員を含むものとする。

- 1) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- 2) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- 3) 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。
 - ①建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること、又は、建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定により、建設コンサルタントの登録を受けた者であること。
 - ②鈴鹿市契約規則による入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- 4) 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、建設企業が複数の構成員による場合は、全構成員によって参加資格要件を満たしていればよい。
 - ①建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、土木一式工事、清掃施設工事一式につき特定建設業の許可を受けていること。
 - ②建設業法第27条の23第1項に規定する土木一式工事に関わる経営事項審査で、土木工事の総合評定値が1200点以上であること。同様に清掃施設工事の総合評定値が800点以上であること。
 - ③鈴鹿市契約規則による入札参加有資格者名簿に登載されている者で、土木工事、清掃施設工事に登録していること。
 - ④平成10年6月17日以降、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」の改正後に元請として、廃棄物埋立容量50,000 m³以上の一般廃棄物最終処分場の施工実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものである。
 - ⑤平成8年度以降に元請として、施設規模20 t / 日以上 of 粗大ごみ破砕処理の施工実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものである。
 - ⑥平成12年度以降に元請として、施設規模5 t / 日以上 of 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」で規定されるその他プラスチック製の容器包装の選別施設の施工実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものである。
- 5) 運営企業は、以下の実績を全て満たしていること。なお、運営企業が複数の構成員による場合は、全構成員によって参加資格要件を満たしていればよい。
 - ①平成10年6月17日以降、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」の改正後に、一般廃棄物最終処分場または産業廃棄物最終処分場（管理型）について、1年間以上の管理実績（埋立管理及び水処理施設管理）を有していること。
 - ②平成8年度以降に、施設規模20 t / 日以上 of リサイクルプラザ、リサイクルセンターも

しくは粗大ごみ処理施設について、1年間以上の管理実績を有していること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- 2) 鈴鹿市契約規則第2条第1項の規定に該当する者。
- 3) 鈴鹿市建設工事等に係る資格停止措置要綱に基づく資格停止等の措置を受けている者。
- 4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- 5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- 6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- 7) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- 8) 手形交換所による取引停止処分を受けている者。
- 9) 最近1年間の法人税、消費税（地方消費税を含む。）、事業税、法人市民税、固定資産税を滞納している者。
- 10) 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。本事業に関し、市のアドバイザー業務を行う者は以下のとおりである。

・パシフィックコンサルタンツ株式会社 東京都多摩市関戸一丁目7番地5

※なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

3. 事前調査報告書の閲覧

- (1) 閲覧期間 平成19年7月9日（月）～平成19年7月12日（木）
午前9時～正午、午後1時～午後5時
- (2) 閲覧場所 鈴鹿市役所環境部開発整備課

4. 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付日時及び場所

- (1) 受付日時：平成19年8月29日（水）午前9時～正午、午後1時～午後5時
- (2) 受付場所：鈴鹿市役所環境部開発整備課

5. 参加資格確認結果の通知

参加資格審査の結果については、平成19年9月3日（月）に入札参加者の代表企業に対して、書面にて通知する。

6. 入札の日及び場所

(1) 入札及び提案書の受付

- 1) 受付日時：平成19年10月26日（金）午後1時～午後3時
- 2) 受付場所：鈴鹿市役所環境部開発整備課

(2) 開札

- 1) 入札日時：平成19年10月26日（金）午後3時30分
- 2) 入札場所：鈴鹿市役所12階 1201会議室

7. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10%とする。ただし、事業者が、本件施設の建設請負工事に関して、請負人に、建設費の10%の履行保証保険の付保またはこれと同等の保証契約を締結させたときは免除する。

8. 入札の無効

次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

- ①入札日（平成19年10月26日（金）午後3時）を過ぎて提出書類が提出された入札
- ②同一事項の入札につき2以上出された入札
- ③同一事項の入札につき他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ④入札書の氏名、金額、その他の要件が不明な入札又は記名押印を欠く入札
- ⑤金額を欠いた、又は訂正した入札
- ⑥その他入札に関し、不正の行為があった者のした入札

9. 事務局等

鈴鹿市環境部開発整備課

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電話 059-382-9015

ファックス 059-382-2214

E-mail kaihatsusebi@city.suzuka.lg.jp